

## 国際司法共助と連邦裁判所のディスカバリー命令権 —Intel Corp. v. Advanced Micro Devices, 542 U.S. 241 (2004)—

### 1 事 実

Intel と Advanced Micro Devices (AMD) は、マイクロプロセッサの大手メーカーである。両社は、世界各地で競合し、多くの法的紛争の当事者となっている。その1つが2001年に AMD が提起した EC 競争法違反事件である。Intel が優越的な地位の濫用、排他的契約、価格差別、規格制定カルテルなどの行為を行ったとして AMD は EC 競争法違反を EC 競争総局 (Directorate-General for Competition of the Commission of the European Communities) に申し立てた。

Intel が被告となった別件訴訟 (Intergraph Corp. v. Intel Corp., 253 F. 3d 695 (Fed. Cir. 2001)) において証拠開示された文書を EC 競争総局に証拠として提出させるため、AMD は EC 競争総局に対してディスカバリー命令の発動を勧告 (recommend) した。しかし、EC 競争総局は AMD の勧告を拒否した。

AMD は、国際司法共助を定める合衆国法典28編1782 (a) 条<sup>(1)</sup>に基づき、カリフォルニア北部地区連邦地裁がディスカバリー命令を出すよう請求した。Intergraph 訴訟において Intel が提出した文書を、EC 競争総局に提出させるためである。

これに対してカリフォルニア北部地区連邦地裁は、AMD のディスカバリー

---

(1) 28 U.S.C. §1782 (a). 同条は、外国法廷または国際法廷で使用する証拠について、利害関係者の請求によりディスカバリーを命ずる裁量権限を連邦地裁に認めている。同条項の規定の抜粋は以下のとおり。“A federal district court may order a person residing or found in the district to give testimony or produce documents for use in a proceeding in a foreign or international tribunal ... upon the application of any interested person.”

命令の請求を却下した。AMDはこれを不服として、第9巡回区連邦控訴裁に控訴。同控訴裁は、地裁判決を破棄し、AMDの請求本案について再審理するよう原審に差戻した。

第9巡回区控訴裁は、①1782(a)条の国際司法共助の対象には「準司法または行政機関」が含まれること、②1964年改正の条文には手続が「係属中」であるとの要件が含まれていないことの2点が重要であると指摘し、さらにEC競争総局が条約・決定の執行機関であること、その調査が司法的性格をもつこと、その決定についてはECの司法機関に上訴できることなどに鑑みて、今回ディスカバリー命令が請求されているEC競争総局での手続が「準司法的」とであると判示した。

Intelはこの控訴裁判決を不服として連邦最高裁に裁量上訴した。

## 2 争点

合衆国法典28編1782(a)条におけるディスカバリー命令権の解釈。

## 3 判決

原審判決認容。Ginsburg 裁判官による法廷意見に、Rehnquist 首席裁判官および Stevens, Kennedy, Souter, Thomas の各裁判官が同調し、Scalia 裁判官は結論のみに同意した。Breyer 裁判官は反対意見を書き、O'Connor 裁判官は審理および判決に参加しなかった。

## 4 判決理由

本件の解釈上の論点は、「利害関係人 (interested person)」の範囲、「外国または国際法廷 (foreign or international tribunal)」の定義、「係属要件 (pending requirements)」の有無、「外国ディスカバリー要件 (foreign discovery requirements)」の4つである。

〔法廷意見〕

### (1) 「利害関係人」の範囲

Intelは、1782(a)条の表題“Assistance to foreign and international tribunals and to litigants before such tribunals”から、この条文における「利害関係人」は「訴訟当事者、外国主権国家およびその代理人」に限定されると主張する。しかし、規定の文意が明らかな場合には表題によって解釈が限定されるべきではない。AMDはEC競争総局における調査手続の申請人であり、

EC 競争総局に情報を提供する権利をもつ。EC 競争総局の決定に不服の場合には EC 裁判所による審理を求めることができる。

このような権利を考慮すれば、申請人には「協力を受けるための合理的な利害」があり、それゆえに、当該文言の公正な解釈としての「利害関係人」として適格である。

## (2) 「外国または国際法廷」の定義

EC においては第一審裁判所および EC 裁判所が、1782条の定める法廷 (tribunal) にあたることは争いの余地がない。しかし、両裁判所における審理は、EC 競争総局に提出された記録に限定され、別途、証拠の提出を求められることはない。したがって、調査の段階で EC 競争総局に証拠を提出することが、裁判所による審理を受けることにつながる。1782条の1958年改正法の原案は「外国裁判所および準司法機関に対する協力を行うため」(for the rendering of assistance to foreign courts and quasi-judicial agencies) となっていた。それを議会が現行の表現「外国及び国際法廷における手続き」(a proceeding before foreign and international tribunal) に修正した経緯がある。このことから、外国での行政手続や準司法手続を対象にした国際司法共助を意図していたことは明らかである。

この点につき、EC 競争総局が第一審の決定者として行動する限り、それを1782 (a) 条の射程から排除する理由はない。

## (3) 「係属要件」の有無

Intel は、EC 競争総局の調査は争訟段階にはなく、しかも争訟性が差し迫った段階にあるわけでもなく、いわゆる1782 (a) 条の「係属要件」に欠けると主張する。しかし、この主張は受け入れられない。

1782 (a) 条は、国際司法共助の提供を「係属中の」司法的手続 (“pending” adjudicative proceedings) に限定するものではない。このことは、議会が同条の1964年改正にあたり、「司法上の手続」という限定を削除した時に「係属中」という限定も併せて削除していることから明らかである。議会としては、現実的かつ実質的な効果をもつ規定に改正しようとしたものと推測できる。

この点につき当法廷は、石原産業事件判決 (*In re Ishihara Chemical Co.*, 251 F. 3d 120, 125, (2d Cir., 2001)) において表明された、1782 (a) 条は裁定手続が「係属して」または「切迫して」いるときにだけ適用されるという見解を退ける。しかし、1782 (a) 条は、EC 競争総局による事案処理の決定一

これは欧州裁判所により審査可能である—が合理的な熟慮の上でなされたものである (within reasonable contemplation) ことだけを要件とする旨解釈する。

(4) 「外国ディスカバリー要件」の有無

1782 (a) 条は秘匿特権 (privilege) で保護された証拠の提出を強制するものではない。また、同条は、地裁のディスカバリー—命令権を外国管轄内で開示される文書に限定するものでもない。このことは同条の沿革からも明らかである。

Intel は、外国ディスカバリーを制限すべき理由として、国際礼讓 (international comity) と訴訟当事者の平等に対する悪影響をあげる。国際礼讓に関してそれぞれの国は、独自の理由から、自国管轄内でディスカバリーを制限できる。外国法廷が米国裁判所の協力を求めなかったとしても、それが証拠の受領を拒む証左とは解釈されない。

また、訴訟当事者の平等を維持するためという理由も根拠がない。一方の当事者がディスカバリーを求める場合、地裁は、その当事者にも同等の開示を義務付けることができるからだ。また、外国法廷は、情報の受領にあたり平等に配慮した条件を課すこともできる。

この点につき、礼讓と平等に対する懸念は、特定の事案で地裁がその裁量権を行使する基準として重要かもしれないが、だからと言って一般に適用可能なディスカバリー原則を1782 (a) 条の条文に読み込むことはできない。

以上のように、1782 (a) 条にもとづくディスカバリー—命令は、地裁の裁量的な権限であり、その権限行使が絶えず求められるわけではない。この権限の濫用防止のために、連邦地裁は、下記の点を考慮すべきである。

- (a) ディスカバリー対象者が外国法廷手続の非参加者であるときにこそ1782 (a) 条が重要である。今回の場合のようにディスカバリー対象者が手続参加者の場合、1782 (a) 条による協力が本当に必要かどうかははっきりしない。必要であれば外国法廷が直接、手続参加者に対して証拠開示を求めることもできるからである。
- (b) 地裁はその権限行使にあたり、外国法廷の性格、海外で進行中の手続の性格、そして外国政府・外国裁判所等の協力の受容性を確認すべきである。
- (c) ディスカバリー請求が当該国の証拠収集制限等を回避する目的でないこと、そして申立が不当な干渉・負担をもたらさないことに注意を払うべきである。

## 〔反対意見〕

上記の法廷意見に対して、Breyer 裁判官は、原審判決を破棄し本件の訴えを却下すべきであるとする反対意見を書いた。反対意見の理由は以下のとおりである。

(1) 法廷意見は、EC 競争総局を1782条の「法廷」にあたと解釈しているが、EC 競争総局は訴追権 (prosecuting power) をもつ行政機関としての性格の方が強い。それは、米国の場合、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) よりもむしろ司法省反トラスト局に近い。議会は1964年法の改正にあたり、このような機関までを対象として包含する意図はなかった。

(2) EC では誰でも調査を申請できる。調査を実施するのは EC 競争総局であり、証拠収集についても EC 競争総局の意向が優先される。申請者は Intergraph 事件の訴訟当事者と同等の地位にはない。そのような非訴訟当事者へのディスカバリーは、条件付きでのみ認められるべきである。AMD はそれが認められる条件を満たしておらず、対象の文書は保護命令下にある文書である。

(3) 地裁のディスカバリー命令権を一律ではなく制限付にすべきであるとの解釈は、1782 (a) 条の解釈から可能である。“tribunal” や “interested person” などの用語の目的や用法を考えれば、暗黙裏にその制限を読み取ることができる。かりにそのような解釈ができない場合でも、当法廷が訴訟管理の必要上、手続上の原則を制定すれば足りる。Intel は当法廷によるそのような権限行使を求めている。

## 5 判例研究

## (1) 国際司法共助規定の沿革

外国での民事訴訟に協力するための規定は、1948年法にその端緒をみることができ(2)。その翌年には若干の修正が加えられ、外国での「司法手続」に使用するため、米国市民から「証言録取」(deposition) をおこなうことが認められた(3)。1949年法ではディスカバリーの対象が「証言」に限定されていたが、外国の司法機関との協調が必要となり、1964年にその対象が文書や物証に

(2) 厳密に言えば、“letter rogatory” (嘱託書) 制度は1855年にスタートしている。See Act of Mar. 2, 1855, ch. 140, §2, 10 Stat. 630.

(3) Act of June 25, 1948, Pub. L. No. 80-773, §1782, 62 Stat. 869, 949, as amended by Pub. L. No 81-72, §93, 63 Stat. 89, 103 (1949)

まで拡大された<sup>(4)</sup>。

国際司法共助規定の沿革の中で、注目すべきは1964年改正の役割である。1964年改正にあたり連邦議会は、「司法手続国際規則委員会」(Commission on International Rules of Judicial Procedure)に改正案の作成をゆだねた。同委員会はその任を当時コロンビア大学ロースクールの Hans Smit 教授に委嘱した。Smit 教授の起草した案文は委員会で採択され、委員会はその案文を制定するよう議会に勧告した。議会はこれを満場一致で可決した<sup>(5)</sup>。

1782条の起草者である Smit 教授は、今回の最高裁判決について、これまで対象を文理解釈で狭く限定してきた下級審の解釈が是正されるとして概ね好意的に評価するが、今回の訴訟では、最高裁は EC 競争総局での調査の進展を見守った方がよかったのではないかとコメントしている<sup>(6)</sup>。

## (2) ディスカバリー濫用対策の変遷

本件は、国際司法共助を規定する条文の解釈をめぐるものであるが、その背景には、依然として絶えない米国内でのディスカバリー濫用という問題がある。Breyer 裁判官の反対意見からもそれが伺い知れる。

米国におけるディスカバリーは1938年の連邦民事訴訟規則 (FRCP: Federal Rule of Civil Procedures) の制定と同時に創設された<sup>(7)</sup>。当事者主導の情報収集制度として米国訴訟制度の一大特徴をなす。その対象が広いこともあって、訴訟遅延や訴訟コストの上昇が問題となっていた。とくに1970年の FRCP 改正でディスカバリーに対する制限が緩和され、それが濫用を招いたという批判が強まっていた。その批判が FRCP の1980年改正、そして1983年改正につながった。特に1983年改正は抜本的な改正で、ディスカバリーの範囲

(4) Pub. L. No. 88-619, §9 (a), 78 Stat. 995, 997 (1964)

(5) See Respondent's Brief at 3-6, Intel v. AMD, 542 U.S. 241 (2004), Docket No. 02-512.

(6) Hans Smit, *The Supreme Court Rules on the Proper Interpretation of Section 1782: Its Potential Significance for International Arbitration*, 14 AM. REV. INT'L ARB., 329 (2003). この論文の中で、EC 競争総局が amicus curiae brief を連邦最高裁に提出し、その中で1782条下での国際共助に EC 競争総局が反対する旨を明確にしたこと、EC 競争総局は1782条下でいう「外国法廷」にあたらなとも主張したこと一などが記載されている (Postscript, p331)。

(7) 小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』第4章ディスカヴァリー (弘文堂, 2004年) 148頁参照。

や回数に大幅な制限が加えられた。

しかし、それでも濫用の問題は解決しなかった。1993年にはディスクロージャー制度が導入され、相手方からの要求を待たずに一定事項について自発的に開示することが義務付けられた。証言録取や質問書といった後続の証拠収集手続では、回数や質問項目数が開示情報に対応して制限されることとなった<sup>(8)</sup>。

現代のディスカバリー制度は、このディスクロージャー制度を基礎とする。しかし、実務では基本的に相手方からの要求がなされてから、文書提出の作業が行われるのが実情である。また、可能な限りディスカバリーの対象を広くする戦略がとられる<sup>(9)</sup>。

このような戦略は争点を拡大させる。特に大手企業同士の場合、必ずと言ってよいほど反訴が提起される。例えば知的財産権侵害で訴えられた側は、根拠となる特許権の有効性の確認訴訟を提起し、競争法違反を提起する余地がないかどうかを検討することになる。本件当事者の場合、AMDは2005年には、Intelを相手取って日本と米国で独禁法違反の裁判をおこしている<sup>(10)</sup>。

本件は、国際司法共助という枠組みの中に、あえて私企業間の訴訟戦略上の争いを持ち込んだという側面がある。法廷意見が、EC競争総局の反対をも顧みず、敢えて同局の手続を国際司法共助の対象とする条文解釈をおこなったことは、国際礼譲の観点からむしろ軋轢を引き起こす懸念があるといえる<sup>(11)</sup>。

(藤野 仁三)

(8) 小林・前掲注7, 149頁参照。

(9) 日米企業間の特許侵害訴訟で筆者もそれを実感した。ディスカバリー要求する場合、訴訟代理人は、いかにして相手方当事者にプレッシャーをかけるかを絶えず考える。それにより和解へのインセンティブが生まれた場合に、交渉上の優位を引き出せるからである。

(10) 日本においては2005年6月30日、AMDの子会社である日本AMD株式会社がインテルの日本法人であるインテル株式会社に対して損害賠償請求訴訟を提起した。米国では2005年6月27日、デラウェア州連邦地裁に提起された。AMD v. Intel, Civ. No. 05-441 (D. Del. filed June 27, 2005).

(11) 同旨の指摘, see Sue Ann Mota, *Global Antitrust Enforcement*, 38 JOHN MARSHALL L. REV. 495 (2005).